

第七十二号議案

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年九月江戸川区条例第
五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「を建て直す」を「の建て直し」に改める。
付則第二項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の改正に伴い、当該政令の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。